新潟市水道局入札等評価委員会の傍聴に関する要領

## 1 趣 旨

この要領は、新潟市水道局入札等評価委員会の会議(以下「会議」という。)の傍 聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴手続き

- ① 会議の傍聴を希望するものは、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を 告げ、傍聴券(別記様式1)を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。
- 3 傍聴を受け付けない場合
  - ① 凶器等,他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している 者
  - ③ 酒気を帯びている者
  - ④ その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者
  - ⑤ 新潟市水道局入札等評価委員会開催要綱第5条第6項のただし書きに該当する会

議の場合

## 4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと
- 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が上記遵守事項を守らない場合は,委員長等はこれを注意し,なおこれに従 わないときは,退場を命じることとする。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、新潟市水道事業管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

期日			<u>No</u>
	傍	聴	券
			新潟市水道局入札等評価委員会